

諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争（中）

川 口 高 風

(中)

順序の
回

『略述大乘戒義』

『円戒琢磨決』

『大戒増暉篇』

梵網瓔珞菩薩戒法。有二通受法。有二別受法。所言通受法者。謂在家出家。羯磨無異。先說二十善戒。次總授三聚戒。在家出家諸衆生等。若一分受。若全分受。隨其所堪。得菩薩戒。但有下不還通。在家一衆。出家下三衆。受者須知。又八部鬼神。金剛神。畜生。乃至變化人。亦隨其分。得菩薩戒。應知菩薩戒法。不簡趣生。一分全分。隨其所堪。謂之通受法。如來若不立通受法。則恐無由兼濟。趣生乎。梵網經云。若受三仏戒。

問案文意。言二通受者。謂在家出家。羯磨無異。八部畜生。具分隨堪。並成三聚。共稱三菩薩。故是名云。二通受。準通受法。雖三普被趣生。而尊卑無階。七衆有混。所以更立二別受法。以表定仏法。簡異外道。謹案顯戒論云。二通受別持。謂出家在家及黃門畜生等。齊被故。云二通受。此雖二通。是故智証大師云。大唐多有二通受。少有二別受。今按就二通受法。僧俗有別。具分不レ同。尊卑有隔。七衆無混。者此由別有七衆受戒。若不爾者。豈無混雜。是故表二云。別持。應知山家正意。雖趣生通受。戒法。而至隨相所持各異。云二之通受別持。是以於二通受中。僧俗分類。尊卑定階。具分隨

答云。梵網瓔珞占察有二通別受法者。如戒儀申既弁明。之一然。如震旦古德。多以二菩薩戒為通受法。而以二聲聞戒。為別受法。又有下於二菩薩戒。立二通別受法者。是故智証大師云。大唐多有二通受。少有二別受。今按就二通受法。僧俗有別。具分不レ同。尊卑有隔。七衆無混。者此由別有七衆受戒。若不爾者。豈無混雜。是故表二云。別持。應知山家正意。雖趣生通受。戒法。而至隨相所持各異。云二之通受別持。是以於二通受中。僧俗分類。尊卑定階。具分隨

諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争（中）（川口）

者。國王。王子。百宦宰相。比丘。比丘尼。十八梵天。六欲天子。庶民。黃門。婬男。婬女。奴。婢。八部。鬼。神。金剛神。畜生。乃至變化人。但解法師語。恩受得。戒。皆名第一清淨者。瓔珞經云。仏子。若一切衆生初入三三寶海。以信為本。住。在。佛。家。以戒為本。仏子始行菩薩。若信男。若信女。中諸根不具。黃門。婬男。婬女。奴婢。变化人。受。得。戒。皆。有。心。向。故。此。明。菩薩。通受法。也。

堪。七衆無混。故無立別受法。吾子異。此立別受法。故於通受。不能表定。佛法威儀。一旦舉其一。此有一出家男。未滿三十二。若依通法。具受十重六八。則可稱比丘乎。若許爾。者何。故至別受法論。年滿乎。若言下具受成。戒。不滿不。成。當。稱。之。比丘耶。若言不。然。則不表定。仏法。若許然。者別受有名無體思。之。

則內二衆自分。先後在家於外二衆而為。次第。又云出家五衆等。皆名為僧。但除畜生等。不列入經文。次第坐。故既明。七衆。九衆。何無其別受法。軌耶。加旃入唐帰朝之後。弘仁八年三月六日。於叡山根本中堂。依別受法。授與菩薩比丘大戒。于慈覺大師。既得具伝。造顯揚大戒論。依別受法。授與菩薩比丘大戒。于慈覺大師。既得具伝。造顯揚大戒論。論中明。通受別持者。山家隨僧統難。以明下就通受法。亦無七衆混乱。委如戒義。証菩薩戒。有別受法。具在彼論授三聚戒。為僧篇。然無名子云山家正意。無立別受法者。蓋由不。知。山門之故实。也。又顯戒論中明。通受別持者。山家隨僧統難。以明下就通受法。亦無七衆混乱。委如戒義。証菩薩重輕。一年既滿三十二者。不能下具受。乘人論。其受法者。如在家一衆出家。下衆等。應下依通受法。隨分受。菩薩戒。上出家者。說得真受。菩薩重輕。也。若約一向大乘人論。其受法者。如在家一衆出家。下衆等。應下依通受法。隨分受。菩薩戒。上出家者。既滿三十二者。不能具受。菩薩重輕。年既滿三十二者。應下依別受法。具足受上。

之此義根ニ拠占察經意一如ニ下具弁一然今
妄難云有ニ出家男ニ未満ニ二十一等者此
由テナリレ不識ニ天台義趣也又言如三年満人ニ
性戒俱成當レ称ニ之比丘耶至別受有レ名無
レ体者此由レ不識ニ占察通別受法ニ具如ニ下
弁一

略の主張は、『梵網經』『瓔珞經』に菩薩戒法について通受法と別受法がある。通受法とは在家出家異なることなく、まず十善戒を説き、次に三聚戒を授く。在家出家は一分受、あるいは全分受、その堪えるところに随つて菩薩戒を得る。菩薩戒法は趣生を簡はず、一分全分堪え得るところに隨う。これを通受法といふ。『梵網經』『瓔珞經』に菩薩の通受法を明らかにしている。それに対し諦忍は、『顯戒論』に通受別持という。出家在家すべて資しく被る故に、通受といふ。通受戒といえども、僧と不僧は別である。具、不具は同じでない。そのため別持という。通受の中で、僧俗分類するため別受法を立てることはない。諦忍はそのため別受法を立て、通受においては仏法の威儀を表定することはできない。その一例をあげれば、二十歳未満の出家者は、

もし通法によれば、十重四十八輕を具受せば比丘と称するか。もし、それが許されないならば、なぜ別受法に至つて「年滿」を論ずるか。年滿人の如き性戒共に成して比丘と称する。もし、そうでないならば、仏法を表定せず、もし許すならば、別受は名のみで実体はないという。しかし、俊鳳は『梵網經』『瓔珞經』『占察經』に通別の受法があることは、略で明らかにした。中国の古徳は菩薩戒をもつて通受法とし、声聞戒を別受法といふ。また、菩薩戒においても通別の受法を立てる。今調べてみると、通受法には僧俗の別がある。具さには同じでない。最澄が別受法を立てることは、『顯戒論』にいふ。別受法によって菩薩比丘大戒を慈覺大師に授与したことは、『顯揚大戒論』を著わして証している。諦忍のいうことは、略の「釈通疑難」でて

諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争（中）（川口）

いる。二十歳未満の出家者は、天台の義趣を知らない。二十歳の人は性戒共に成して比丘という。別受は名のみで、体無しというは『占察經』の通別受法を知らない。『占察弁 察經』にいつていてる。

順序の 回	『略述大乘戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒增暉篇』
7	<p>所レ言別受法者。謂年滿二十。發心出家者。先受二十善戒。次總受三三聚戒。為菩薩比丘比丘尼。雖已出家。年未滿二十者。不レ用三聚羯磨。依三帰羯磨。受三十善及沙弥戒。為三菩薩沙弥沙弥尼。若沙弥尼。年已十八。者。重受六法。為菩薩式叉摩那。在家二衆。亦依三帰羯磨。受二十善及五戒。為三菩薩優婆塞優婆夷。応知菩薩戒法。雖通三趣生。異外道法。如來若不立別受法。則恐無由表定。仏法乎。</p>	<p>問所レ言別受法者是此吾子私立全非如來所制。梵網瓔珞非的拠。故傳教慈覺無其說。故山家所立未必然也。</p>	<p>答云。如來立別受法者。灼然近在占察經中。梵網瓔珞雖無顯說。具義自備。豈言全非如來所制耶。傳教慈覺師資相承。立別受法者如上已弁。豈言三傳教慈覺亦無其說耶。</p>

（略）では、別受法とは、二十歳で発心出家した者が十善戒を受け、次に三聚戒を受けて菩薩の比丘比丘尼となる。出

家したというが、二十歳に満たない人は三聚羯磨を用いず、三帰羯磨によつて十善戒及び沙弥戒を受け菩薩の沙弥沙弥

尼となる。沙弥尼は十八歳になれば、重ねて六法を受け菩薩の戒叉摩那となる。在家も三帰羯磨によつて十善戒及び五戒を受け、菩薩の優婆塞、優婆夷となる。菩薩の戒法は趣生に通ずといえども、外道の法とは異なる。七衆混ざることないのが別受法である。もし、仏が別受法を立てなかつたならば、おそらく仏法を表定する理由はなかつたであろう。それに對し諦忍は、別受法は私立で、如來の制したものではない。『梵網經』『瓔珞經』にはいわない。そのため、伝教大師、慈覺大師は説いておらず、山家の所立は必らずしも正しくない。なお、八事文庫蔵の『略述大乘戒義』上（東山・十三・ス・二七一一）には諦忍の書き入れがあ

順序の 回	『略述大乘戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒增暉篇』
8	梵網經云。若仏子見下犯ニ八戒五戒十戒。毀レ禁。一切犯戒罪ト。応ニ教懺悔セシム。不ニ教懺悔。同住。同ニ僧利養。而共布薩。	問言ニ毀禁者即是十重六八輕者是雖近ニ寂疏義ニ未レ允。菩薩廣度不レ捨ニ闡提一衆說戒。而不レ擧ニ其罪。不ニ教悔過者。	答云准下天台釈。犯八戒等文ニ云中大小乘皆有上經云ニ毀禁者若約ニ小乘ニ是大比丘戒。若約ニ大乘ニ是菩薩大戒。是故賢首釈云ニ大比丘戒菩薩戒。太賢釈云ニ比丘大戒及以菩薩攝律儀戒。今何局為二十重六八輕乎具。応下至ニ次下及下
	○犯ニ輕垢罪。所謂毀禁者即是十重四十八輕也。	太賢言ニ比丘大戒及以菩薩攝律儀戒。今何故唯約ニ菩薩七衆ニ釈ニ毀禁云ニ十重四十	り、「總受」について「此一字非ニ別受」昭昭矣」と別受でないことをいう。さらに、俊鳳の別受は通受と同じであるともいつていて。そして『占察經』に「云々受菩薩律儀三種戒聚。故七衆定階尊卑無混吾子何謬耶」という。ここで俊鳳は、如來が別受法を立てたことは明らかで、『占察經』にある。『梵網經』『瓔珞經』には説かないというが、意味はある。どうして全く如來の所制でないというか。伝教、慈覺大師は相承して別受法を立てており、どうして伝教、慈覺大師に、その説がないというのかと諦忍を批判する。

八輕非謂犯八戒等之語不_レ通_ニ聲聞也又沢山言_モ毀禁通_ニ諸戒亦是一義今依_ル天台等意_一也

略では、『梵網經』に八戒五戒十戒を犯し、毀禁して悔過しなかつたならば輕垢罪を犯すといふ。その毀禁とは、十重四十八輕戒といふ。しかし、諦忍は、十重四十八輕戒というの義寂の疏の意味に近いが、未だ菩薩の廣度は闡提を捨てず、薩埵の兼濟は趣生を簡ばない。どうして毀禁に限るのか。沢山は諸戒、賢首は大比丘の戒、菩薩の戒といい、太賢は比丘の大戒、菩薩の戒として十重四十八輕と限るのかといふ。それに対し俊鳳は、

毀禁とは小乘に約せば大比丘戒、もし大乗に約せば、菩薩の大戒である。賢首は大比丘戒菩薩戒といふ。太賢は比丘大戒及び菩薩攝律儀戒といい、菩薩戒とは十重四十八輕戒である。したがつて、声聞七衆の別戒はこの論でなく、そのため菩薩七衆のみで、毀禁を釈して十重四十八輕といふ。沢山の諸戒に通ずるといふのも一意あるが、ここは天台などの解釈によると答えている。

順序の	『略述大乘戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒增暉篇』
	瓔珞經。説 _テ 住前信想菩薩十心云。復有 _ニ 十心。謂十善法。五戒。八戒。十戒。六波羅蜜戒。所謂六波羅蜜戒者。即是三聚淨戒也	問六波羅蜜戒者。即是三聚淨戒。者有 _ニ 証文乎。將吾子義推乎	答云。戒義弁 _ニ 三聚戒撰 _ニ 在 _{スルヲ} 六度 _ニ 乃引 _テ 清淨毗尼經云。中有 _ニ 六波羅密 _ニ 具 _ニ 四攝法。一是菩薩毗尼。上以 _テ 証 _ニ 三聚名 _ニ 。六波羅密戒。然今更問 _ニ 証文一者同乎。豈不 _レ 見大乘義章。有下以 _ニ 六度四攝 _ニ 証 _{スルヲ} 中 _ニ 三聚義 _ヲ 。又往生要集云。諸經行業總而言 _レ 之不出 _ニ 梵網戒品 _ヲ 別

順序	『略述大乘戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒增暉篇』
	此明ニ菩薩別受戒也。既有ニ菩薩別受戒。	問所引兩經文全非ニ的拠。今詳下衆且置。	答云若習小助大人則以三聞戒為別受戒。是故依通受法具受ニ菩薩重輕此
	何無ニ菩薩別受法耶	不論比丘比丘尼通受戒與別受戒又別	

◎では、『瓊珞経』に住前信想の菩薩の十心を説いてい
う。十心あり。それは十善法、五戒、八戒、十戒、六波羅
蜜戒。六波羅蜜戒とは三聚淨戒である。それに対し諦忍は、
六波羅蜜戒が三聚淨戒という証文はあるかと問う。俊鳳は

◎に『清淨毘尼經』を引いて、三聚淨戒が六波羅蜜戒とい
うことを証している。さらに『大乘義章』『往生要集』に
もいう。声聞の毘尼は、六波羅蜜戒でない。諦忍は何の戒
をもって六波羅蜜戒を解釈するのかと答えている。

而論レ之不レ出ニ六度ニ良忠師釈レ之云彼
有ニ三聚淨戒其中攝善可レ収ニ一切定慧
又重輕戒具ニ六度行ニ重中戒レ慳是檀戒行
亦禁ニ瞋辱ニ是忍辱行輕中不レ懈下日ニ三時
供ニ養法師ニ三時說上レ法是精進行為ニ坐
禪主ニ誠ニ成度用ニ是禪定行諮詢受法師第
一義諦ニ是般若行此豈非ト以ニ菩薩三聚
為中ニ六波羅密戒上耶若言レ不レ爾者今慮レ問レ
子文殊既說下無ニ六波羅密ニ無ニ四攝法ニ是
聲聞毘尼上是知聲聞毘尼非ニ六波羅密戒ニ
子以ニ何等戒ニ釈ニ六波羅密戒ニ耶

受法与三通受法全非^{スヤニ}無^ニ差忘^ニ耶

義易^シ解不^レ論可^レ知若^ニ山家所立^ノ則不^レ然^ラ
 也依^テ占察意^ニ以^テ三聚戒^ヲ為^ニ通受法^ト亦
 為^ニ別受法^ト大異^ニ瑜伽通別受法^ト吁^カ無名子^カ
 疑^{スルヤ}于此^ニ也宣^{カナ}乎如^ニ菩薩僧尼受法^ト
 受衣受鉢問遮說相等頗異^ニ通受道俗作法^ト
 故立^ハ別受法^ト則無^下依^ニ通受^ト比丘^ニ尼^上
 應^レ知通別受戒通別受法有^ル其差別^一明^シ
 然無名子先難云^ニ別受有^レ名無^ヤ体今復難^シ
 云^下比丘^ニ尼通受戒^ト與^ニ別受戒^ト乃至余^ニ
 非^{スヤニ}差忘^ニ耶^ト者此由^レ不^レ識^ニ占察通別
 受法^ト也又梵網瓔珞既有^ニ別受戒文証^ト豈
 非^下有^ニ別受法^ト之^ニ□証^ト耶然子言^ハ全非^ニ的
 抱^一者何^{ソヤ}也

略では、『梵網經』『瓔珞經』に菩薩の別受戒を明らかにしている。どうして菩薩別受の法がないのかという。諦忍は、両経の文は全く証文にならない。比丘比丘尼の通受戒と別受戒、また、別受の法と通受の法とは、全く差惑のないことがないという。それに對し俊鳳は、習小助大の人は声聞戒をもつて別受戒となしている。そのため、通受法に

よつて菩薩の重輕を受ける。『占察經』によつて、三聚戒をもつて通受法とし別受法とするは大いに瑜伽通別受法と異なる。諦忍はこれを疑惑としている。菩薩の僧尼の受法は受衣受鉢で、通受道俗の作法と異なるため、別受法を立てることは通受によつて比丘比丘尼とならない。通別の受戒、通別の受法が別であることは明らかである。諦忍のい

うことは、『占察經』の通別受法を知らないことである。して別受法の証明となるか。したがつて、的拠に非ずといふことは、どうしてかと答えている。

また、『梵網經』『瓔珞經』には別受戒の文証があり、どう

うことはどうしてかと答えている。

順序の 回	『略述大乘戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒増暉篇』
11	將レ解ニ占察一分レ文為レ五。	問此科似リ不レ允已言三初心難レ解故今加ニ 注本文一何疎昧ナルヤ耶至レ下当レ弁	答云子難ニ余占察科一以為三疎昧ト是乎非乎 至レ下応レ論

◎では、『占察經』を理解するため文を五に分けてみる。鳳は、諦忍が俊鳳の『占察經』の科段を難じて疎昧といふそれに対し諦忍は、初心者に解し難いため、今注を本文に加えるという。しかし、どうして疎昧なのか。そのため俊

順序の 回	『略述大乘戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒增暉篇』
	解云。若彼衆生下。第二就ニ通受法。明ニ道俗自誓受戒。	問所レ言通受別受者並受三十善及三聚戒。此是通受而非ニ別受。吾子未レ知ニ通受別受名義ニ為ニ深可レ憐。經云若彼衆生欲レ習ニ就ニ別受法。明ニ出家五衆自誓受戒スルヲ。摩訶衍道ニ求ニ受菩薩根本重戒ニ及願レ總ニ受	答云菩薩淨戒通受別受非ニ啻一軌。若依ニ天台等則以ニ声聞七衆戒ニ為ニ別受法。以ニ菩薩重輕戒ニ為ニ通受法。在家ニ衆出家下衆隨ニ分受之比丘ニニ尼總受ニ重輕。此軌原由ニ涅槃扶律談常之意也。若依ニ義寂等則受ニ律儀戒。方軌有ニ二二与ニ余ニ二総受

總受故云通受此方軌乃七衆無別並得三戒又經云復次未來世諸衆生等欲求出家及已出家若不能得善好戒師及清淨僧衆乃至如上立願自誓而受三菩薩律儀三種戒聚則名獲波羅提木叉出家之戒一名為比丘比丘尼云云當知別受法者律儀戒與余二別受七衆法異吾子未識此別故於下釈此經文下言直受三十善及三聚戒即為中菩薩比丘比丘尼此是通受而非別受一經云受三菩薩律儀三種戒聚又云名獲波羅提木叉出家之戒是知於三聚中別受攝律儀戒一門兼受余二故云受三菩薩律儀三種戒聚等然漫指言十善三聚者可謂麤論矣

至於隨相所持各異地持受法正就此也若別受者七衆法異若俗二衆受其五戒至關於隨相又說三六重二十八輕具如善生優婆塞經道中具足二衆受法依白羯磨從三十衆等涅槃經云受世教戒者白四羯磨然後乃得正此也下之三衆各隨其法謂菩薩戒雖下通道俗及以異類受上之法同聲聞此軌原由地持瑜伽等之意也若依山家等則以三聚戒為通受法謂菩薩戒雖下通道俗及以異類受上之法而有不通在家出家及以異類戒上唯有下出家年滿二十者真受三重輕謂之通受別持又以菩薩七衆戒為別受法如比丘ニ尼具受三種戒聚其法頗異通受道俗作法在家二衆出家下衆五戒十戒其相不異聲聞但以下期未來際加受十善上小異耳此軌原由梵網占察之意也然無名子以地持瑜伽受法一釈占察受法者猶如炳鑿不可相入也若欲辨之先應能知地持瑜伽同善戒經所說律宗綱要云廣略善戒與瑜伽一同兩本

善戒、如來自說瑜伽地持、弥勒所說、而彼此同者、如來最初說、善戒經、彌勒親承、如來滅後九百余年、傳說在世、親聞之法、是故瑜伽同善戒經、應知地持瑜伽全依、善戒也、而相對、占察於善戒等、略有三種不同、第一約、占察善戒頓悟漸悟不同、謂善戒等說、漸悟菩薩戒、故不、受五十具戒、者不能、全受菩薩戒、上占察等說、頓悟菩薩戒、故不、受五十具戒、者直得、受三十善二聚戒、第二約、攝律儀戒、攝字有無不同、謂善戒等說、通教菩薩戒、故說云、戒或律儀戒、占察等說、別、凹菩薩戒、故說之云、攝律儀戒、善戒及瑜伽律儀戒、唯、攝三聲聞七衆、律儀戒、雖復、說菩薩八重戒、一切禁戒、是故善戒、唯說之戒、地持瑜伽說、之、律儀戒、不、說之、攝律儀戒、然人師言、之、攝律儀戒、者此由、唯、攝、聲聞七衆、律儀耳、占察及瓊珞、所說、與、彼不、同、廣、攝菩薩道俗、一切禁戒、故說之言、攝律儀戒、

也第三約ニ占察瑜伽通別受法不_{ルニ}同謂瑜伽等通受三律儀戒与三摄善摄生成戒二言三之通受別受三声聞七衆戒二言ニ之別受ト占察等趣生通受三聚戒二言ニ之通受一人趣別受ニ菩薩七衆戒一言ニ之別受ト然無名子以ニ地持瑜伽受法一論ニ占察受法一者実似ニ水炭不_{ルニ}可ニ相投_{スルハ}豈非ニ迷謬之甚一耶又占察別受法云ニ如レ上立_テ願自誓而受一者此指下上云中說二十根本戒一總舉上三種戒聚一是知言ニ菩薩律儀者此指二十根本戒ニ又解菩薩律儀者此乃三聚通名也何_{ントナレハ}者大乘義章第三云三聚皆止惡故經說ニ三聚一通為三律儀ニ応レ知菩薩律儀即是三聚全非ニ子所_カレ言別受声聞律儀戒一也今說ニ菩薩律儀三聚戒聚一者此乃別円菩薩僧戒而非ニ地持瑜伽通教菩薩僧戒然子釈レ之言下律儀戒与ニ余二別受上者豈異ニ掩耳偷_ム鈴者上耶若如ニ子所解ニ則応下經說言別受_{スト}三声聞律儀ニ既說ニ菩薩律儀一而不レ說ニ声聞律儀一又說ニ受三種戒聚ニ而不レ說下与ニ余ニ別受上經

意豈ニ子所解耶又上經文云總學三種
戒聚下經文云下總受菩薩三種戒聚得
名ニ比丘ニ尼故釈言下直受三十善及三
聚戒即為上比丘ニ尼傳教慈覺智証相
襲皆立此義全非末學之臆說也又以
三聚戒為具足戒或為比丘ニ尼戒
者如戒義中明之又其別受法不混通
受法二者如前已弁恐繁不述

略では、通受法について道俗の自誓受戒を明らかにして
いる。別受法についても、出家の五衆の自誓受戒を明らか
にする。それに対し諦忍は、通受別受とは十善戒及び三聚
戒を受ける。これは通受にして別受でない。諦忍は、未だ
通受別受の名義も知らない。経には衆生、摩河衍道と習わ
んとすれば菩薩の根本重戒を求受し、在家、出家の一切の
禁戒、いわゆる摂律儀戒、摂善法戒、摂化衆生戒を総受せ
んことを願う。一心に願を立て戒相を称弁し十重戒を説く。
次に総じて、三種戒聚をあげて自誓し受くべし。これもま
た得戒である。応に三種戒聚を総受する故に通受という。
この方軌は、七衆別無く三戒を得る。経にいう衆生出家せ

諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争（中）（川口）

したがつて、乱りに十善戒、三聚淨戒というは麤論といふ。それに対し、俊鳳は菩薩の淨戒に通受別受一軌ではないと。もし、天台などによれば声聞の七衆戒を別受法とし、菩薩の重輕戒をもつて通受法とする。これは、『涅槃經』の扶律談常の意による。もし、義寂などによれば、律儀戒を受ける方軌に二種あり、一は余の二を總受する。二は余の二と別受する。もし、山家等によるならば、三聚戒をもつて通受法とする。菩薩戒は道俗に通じて受けるものもあれば、在家出家に通じない戒もある。ただ、出家して二十歳に満たない者が重輕戒を受ける。これを通受別持といふ。また、菩薩の七衆戒をもつて別受法とする。比丘比丘尼は三種戒聚を受ける。これらは『梵網經』『占察經』による。諦忍は『地持經』『瑜伽經』の受法で、『占察經』の受法を解釈することは入れない。もし、これに對して弁せんとする

ならば、『地持經』『瑜伽論』と『善戒論』の所説が同じことを知るべきである。諦忍は『地持經』を『瑜伽論』の受法をもつて『占察經』の受法を論ずることは、實に水炭相投すべからざるもので、どうして迷謬の甚しいものでないか。菩薩の律儀は三聚戒で、全く諦忍のいう別受の声聞の律儀戒ではない。菩薩律儀三聚戒聚とは別円菩薩の僧戒で、『地持經』『瑜伽論』の通教の菩薩僧戒ではない。そこで、諦忍は、これを釈して律儀戒と余二を別受するというはどうして耳をおさえて鈴を聞く者と異ならんか。もし、諦忍の解するようならば、経に別に声聞律儀を受けるといふべきである。すでに菩薩の律儀と説くならば、声聞の律儀と説かない。また、三聚戒をもつて具足戒となし、あるいは比丘比丘尼戒とすることは、略に明らかであると答えている。

順序の	『略述大乘戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒增暉篇』
清淨僧衆者。總指下先受二菩薩戒。入上也。	問占察經受法。非下如二地持瓔珞梵網等一止。	答云。善好戒師。此指三十夏已滿和尚及五夏一師法上也。得二好師及僧衆。正獲三得戒。故云。得三善好戒師。及二清淨僧衆。然吾子言。	已滿闍梨。若依三梵網。則指三和尚及羯磨闍梨。若依二心地觀經普賢觀經。請二五聖師。
13			

總指^ス先受菩薩戒人^ヲ者未^レ詳^{ナラ}

応^ニ是和尚闍梨教授証戒伴侶之師僧^{ナル}也清
淨僧衆^ト總指^ニ其餘先受大戒之人^一或^{ハレシ}戒
師^ト此指^ニ和尚^ヲ僧衆^ト此指^ミ羯磨師等^ヲ也

今舉^クニ一義^ヲ何失云有^{ヒラン}

略では、清浄僧衆とは總じて、先に菩薩戒を受けた人を指すという。それに対し諦忍は、『占察經』の受法は『地持經』『瓔珞經』『梵網經』などの如く、ただ一師の法ではない。好師と僧衆とを得て戒を得る故に、善好の戒師と清浄の僧衆に及ぶことを得てからという。したがって、諦忍は、總じて先受菩薩戒人を指すことは未だ詳しく明らかでないという。また、俊鳳は、善好戒師とは十夏已満の和尚

及び五夏已満の闍梨という。もし、『梵網經』によるならば、和尚及び羯磨闍梨を指す。もし『心地觀經』『普賢觀經』によるならば、五聖師を請するに和尚、闍梨、教授証戒伴侶の師僧である。清浄僧衆とは、その外の先受大戒の人を指す。戒師とは和尚を指し、僧衆とは羯磨師等を指す。今、一つの例をあげたが誤りはないと答えている。

順序	『略述大乘戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒增暉篇』
	即應推求聲聞律藏等者。斯乃聖意。欲使下末世菩薩僧。推求小乘律藏。及大乘論藏。○或知大小同異。或知習小助大。以受持修 ^ニ 行菩薩大戒。故為如是之說耳。	問經頤文。但言下即應中推求聲聞律藏。及 ^ト 菩薩所習摩得勒伽藏。受持讀誦觀察修行上而無簡別。何得下恣積三經文。令上契 ^ニ 同。已見乎又初獲菩薩波羅提木叉。應下先推求菩薩律藏。受持讀誦觀察修行上何故經中。但云推求聲聞律藏等。乎又下云下新學	答云。既發無上菩提之心。總受菩薩十根本戒及三聚戒。而後推求聲聞律藏。者論具本意。非為受持聲聞律藏。但為受持修 ^ニ 行菩薩大戒。也是故消三積。推崇等文。如是豈言下恣積三經文。契中同。已見上部。又欲自誓受菩薩大戒。者當先

菩薩必不可學三乘淨戒。若學二乘淨戒，則有違犯。菩薩淨戒一等上何故令二推求受學乎？又推求聲聞律藏，而知小乘律儀不四推求學三菩薩所習律義一則不暗隨行，豈得知大小同異乎？又仮令為二偏學先學三菩薩律儀一次可學三小律藏，但令學三聲聞律藏等，乎又習小助大者震旦行事然為震旦衆生為此說乎？

習學菩薩律藏，若不爾者不能下稱弁十根本重及三聚戒相，自誓而受。然今既云下稱弁戒相一自誓受，戒應知自誓受者必先習學菩薩律藏也。既得大戒，後應推求聲聞律藏，推求聲聞律藏者且為知大小同異，且為知習小助大也。耳又問難云，既言下新學菩薩必不可學三乘淨戒，等上何故今令推求受學聲聞律藏乎？甲今謂此難非也。新學菩薩即有二種二者一向大乘之人如三智証等，是也。二者習小助大之人如三天台等，是也。若般若說不可受持三乘淨戒，寶積說不學三聲聞戒者此為一向大乘之人。又若下今經說推求聲聞律藏等涅槃說三篇聚，并是出家菩薩律儀者此為習小助大之人。是故戒義之中或有下約三乘大立之義或有下約三習小助大立之義呼無名子何不簡二取之乎？又問難云，下習小助大者震旦行事然為震旦衆生為此說乎？上者鹵莽之甚，如三次下委弁之。

(略)に即応推求声聞律藏等は聖意という。末世の菩薩僧、小乗の律藏及び大乗の論藏を推求し、あるいは大小の同異を知り、あるいは習小助大を知つて菩薩の大戒を受持修行せしめんと欲するため、このように説くのである。それに對し諦忍は、經にいう「推求声聞律藏及菩薩所習摩得勒伽藏受持讀誦觀察修行」を、どうして恣に自分の見解と同じようにするか。また、どうして大小同異を知ることができよう。たとえ偏学なりとも、まず菩薩の律儀を学び、次に小乘の律藏を学ぶ。どうして声聞の律藏のみを学ぶのか。習小助大は中国の行事で、中国の衆生のためにこの説をなすのかという。俊鳳は、どうして恣に經文を解釈し自分の意見と同じであるというか。自ら菩薩の大戒を誓受せんと

するは、まず菩薩律藏を習学すべきである。もし、そうでなかつたならば、十根本重戒及び三聚戒相を称弁し、自誓して受けることはない。自誓受の者は、必らず菩薩の律藏を習学する。すでに大戒を得た後、声聞の律藏を推求すべきである。声聞の律藏を推求することは、大小同異を知らないか習小助大を知っているかである。また、新學菩薩に二種ある。一は一向大乗の人で、知証などをいい、二は習小助大の人で、天台などである。略に一向大乗に約して意味を立てることがある。あるいは習小助大に約して意味を立てるものもある。諦忍はどうしてこれを簡択しないのか。また、習小助大は震旦の行事といい、震旦の衆生のためにこの説をなすというは、歯莽の甚だしいものと答えている。

順序	略述大乘戒義	円戒琢磨決	大戒増暉篇
	<p>言「毗尼藏」者。毗尼梵語。正翻為「律」。是小乘毗尼藏也。所以何者。菩薩五戒十戒及六戒法。其相全同。聲聞。然聲聞毗尼藏中。具明其相。是故習小助大者。皆須通學。彼毗尼藏。五戒十戒及六戒法也。比</p> <p>問毘尼藏者。是小乘毘尼藏者。未詳。若受小乘式叉之戒。則小乘式叉也。或可三乘共。式叉也。實非別圓不共式叉。設其相全同。聲聞戒而當自誓受菩薩毘尼藏中。式叉六戒法一。豈捨自己所習。而受他所</p> <p>答云。戒義未治。本云。是小乘毘尼藏者。是字下晚通字。請無名子見。再定本焉。比丘ニ尼沙弥ニ尼。皆依大乘。豈有特式叉。依小乘之道理上。耶子応推知是字下写。脫通字也。然今所說毘尼藏者。此雖正</p>	<p>問毘尼藏者。是小乘毘尼藏者。未詳。若受小乘式叉之戒。則小乘式叉也。或可三乘共。式叉也。實非別圓不共式叉。設其相全同。聲聞戒而當自誓受菩薩毘尼藏中。式叉六戒法一。豈捨自己所習。而受他所</p> <p>答云。戒義未治。本云。是小乘毘尼藏者。是字下晚通字。請無名子見。再定本焉。比丘ニ尼沙弥ニ尼。皆依大乘。豈有特式叉。依小乘之道理上。耶子応推知是字下写。脫通字也。然今所說毘尼藏者。此雖正</p>	<p>問毘尼藏者。是小乘毘尼藏者。未詳。若受小乘式叉之戒。則小乘式叉也。或可三乘共。式叉也。實非別圓不共式叉。設其相全同。聲聞戒而當自誓受菩薩毘尼藏中。式叉六戒法一。豈捨自己所習。而受他所</p> <p>答云。戒義未治。本云。是小乘毘尼藏者。是字下晚通字。請無名子見。再定本焉。比丘ニ尼沙弥ニ尼。皆依大乘。豈有特式叉。依小乘之道理上。耶子応推知是字下写。脫通字也。然今所說毘尼藏者。此雖正</p>

丘比丘尼。大小天殊。是故說下總受三種戒聚。○為中比丘比丘尼。然言二偏學比丘尼一切戒聚者。此亦約二習小助大之人也。

學乎又言四習小助大者皆須三通三學。彼毘尼藏五戒十戒及六戒法者此亦未詳。此文及以上下二文並以二習小助大。釈三占察文案。習小助大者支那行用全非。印度所習。故輔行云。西方則大小乘局諸部抗行此土則所習互通以レ小助大行事不レ壅。稍順化儀。吾子豈不二自言二言二習小助大者謂大乘法中若約二略說。則以三聚十重四十八輕。為二菩薩僧戒。若約二廣說。則以三聚十重八萬威儀。為二菩薩僧戒。且如震旦僧徒樂二廣說者上欲學二習小助大者謂大能。為三持相。是故且以三小檢一助三成大儀。此非レ不許。下以二十重四十八輕。為中菩薩僧戒。故名之習小助大。也又下習小助大。一章具引二諸文。解之意全與レ今同也然。如天竺僧徒樂二廣說者。乃依二菩薩毘尼。當受學也。奚須二習小助大。吁吾子今釈二有智共二許。之今案。圓耳解釈可レ謂勝。於吾子之所解也。又言二偏學比丘尼一切戒

指二大乘律藏。其義應レ通三聲聞律藏。若從一向大乘觀レ之者。此經說下受三聚戒。為二比丘ニニ尼。即應レ推求菩薩所習。摩得勒伽藏。沙弥ニニ尼戒。下說レ親ニ近菩薩所修。摩得勒伽藏。式叉亦依ニ大乘。不レ論可レ知也。但說レ推求聲聞律藏者。此為レ令レ知ニ大小持犯開遮。有ニ同異也。若從二習小助大觀レ之者。此經說ニ比丘ニニ尼。下即說ニ推求聲聞律藏受持說誦。下三衆亦依ニ聲聞律藏。不レ論可レ知也是。故釈云三習小助大者。通三學。彼毘尼藏五戒十戒六戒法也。又言ニ偏學比丘尼一切戒聚。亦約ニ習小助大之人。者。應ニ准レ上知レ之。又無名子言ニ習小助大者。支那行儀全非。印度所習。者。此由ニ子之味ニ于台學也。豈不レ見法華文句記ニ之云。若未レ專ニ四種三昧。五篇七聚菩薩重輕不可レ可ニ徵犯方。稱ニ一期教門。大旨。何以故出家菩薩。具足堅持毘尼。篇聚一大乘教意。一切皆然。但護ニ篇聚。於ニ梵網。八萬威儀。未レ為ニ持相。但此土器劣。且以ニ少檢。助ニ成大

聚一者此亦約スルナリトハ 習小助大之人一也者此レ
亦不レ爾準レ上知レ之

儀一此中言三出家菩薩具足堅持三毗尼篇聚二
者此指三涅槃中說二五篇七聚並是出家菩
薩律儀一也言二大乘教意一切皆然一者此指四
但護三篇聚二等者此明三大乘教意皆使三出家
菩薩習小助大一也言二此土一者広指三婆娑二
豈除二印度一乎又止觀四之云問今明二衍
門一何須ニ小檢一而明ニ十種得戒耶答如二
涅槃中處ニ扶ヲ律今此亦尔小為ニ方便一此
中言ニ涅槃中處ニ扶ヲ律者此乃習小助大之
根拠也加之西方一十五國兼三學大小一者
皆是習小助大之人也然輔行云三西方則大
小乘局此土則所習互通二者此土之語正指三
震旦一也請無名子熟讀三疏文一須レ知三印度
有ニ習小助大之人一豈言三全非ニ印度所習二
耶又戒義云乙且如震旦僧徒樂ニ廣說一者
等甲者且約ニ震旦僧徒ニ為レ言耳故用ニ且
如之辭一無名子莫ニ妄詰難ニ矣

略に、毘尼とは梵語で、正しくは律を翻訳する。これは小乗の毘尼藏である。何となれば、菩薩の五戒、十戒、六戒法は全く声聞に同じである。声聞の毘尼藏の中に、具さにその相を明らかにしている。そのため、習小助大とは小乗の毘尼藏の五戒、十戒及び六戒法を学ぶことである。比丘比丘尼は、大乗と小乗で異なる。したがって、三種戒聚を受けて比丘比丘尼となすと説く。偏學比丘尼一切戒聚というは、習小助大の人という。諦忍は、毘尼を小乗の毘尼藏といつても詳らかでない。また、習小助大の人は小乗の毘尼藏の五戒、十戒及び六戒法を通学すべしというのも詳らかでない。この文は、習小助大をもつて『占察經』の文を解釈する。調べてみると、習小助大とは中国の行用で、全くインドの習慣ではない。諦忍は、自ら習小助大といふが大乗法の中で、もし略説によれば、三聚十重四十八軽をもつて菩薩僧戒とするか。廣説とすれば三聚、十重八万威儀を菩薩僧戒とする。中国僧徒の廣説を樂う者は、八万威儀を学ばんとすれども持相となすことではない。そのため天竺の僧徒が、廣説を樂う者の如く菩薩の毘尼によつて受学すべきである。どうして習小助大を用いるのか。諦忍

は如來の經典を解釈するのに、中國僧徒の習慣の意味を用いるか。それは、誰が許すであろうか。円耳の解釈は、諦忍の解釈より秀でているものという。それに対し俊鳳は、未訂本の略は「是小乘毘尼藏」の「是」の下に「通」が抜けている。諦忍には校訂本をみてももらいたい。この毘尼藏とは大乗の律藏を指すといえども、声聞律藏にも通じている。もし、一向の大乗よりみれば、三聚戒を受けて比丘比丘尼となり、式叉摩那も大乗によるることを知るべきである。諦忍は、習小助大が中國の行儀で、インドの所習でないといふが、これは天台學に昧いものである。『法華文句記』にいつている。『涅槃經』などに、出家の菩薩、声聞戒を持つと説いている。此土とは広く沙婆を指すもので、どうしてインドを除くのか。『摩訶止觀』にも説き、『輔行決』に、西方は大小乗に限り、此土は震旦を指すという。諦忍よ。これらの疏文を読んで、インドに習小助大の人のあることを知るべきで、どうしてインドの所習でないというのか。略に「且如下震旦僧徒樂ニ廣説者上等」というは、「震旦僧徒」を約していふのみで、「旦如」を用いたのである。諦忍よ。妄に詰難してはいけないと答えている。

『略述大乘戒義』

『円戒琢磨決』

『大戒增暉篇』

解云。其年若満。至比丘比丘尼。第四明下
年滿三十二者。總受三聚。為上比丘比丘
尼。

問今且。準吾子所解。此科不可文言。其
年若満等者。指上沙弥沙弥尼也。明矣然。
則宜為別受法中子科。何為屬別科乎。

答云。言其年若満等者。此非三畜指。出家下
三衆。又指下年滿三十二剃髮初服。法衣
者。又於上比丘。尼。受法中。未說。年
滿二十法式。是故更說。年滿三十二。總受三
聚。為中比丘。尼。若以此章。屬沙
弥。尼等子科。則恐難。顯示其義趣乎。
以故今以此章。為別科耳。

◎では、二十歳になつて比丘比丘尼となるが、二十歳になつた者はすべて三聚戒を受けて比丘比丘尼になるという。それに対し諦忍は、自分たちの所解は認められない。「其年若満等」が、沙弥沙弥尼を指すことは明らかである。したがつて、別受法の子科であり、どうして別科に属するのかと問うた。それに対し俊鳳は、「其年若満等」とは出家の

三衆を指すのみでない。二十歳で剃髪し、初めて法衣を着る者をいう。また、上の比丘比丘尼受法の中で、未だ二十歳になつていらない者の法式は説かない。そのため、二十歳になつて三聚戒を受け、比丘比丘尼となることを説く。もし、本章で沙弥沙弥尼等の子科に属する時は、おそらくその意味を明らかにできない。そのため別科になるという。

『略述大乘戒義』

『円戒琢磨決』

『大戒增暉篇』

或問。瓔珞三聚。以菩薩十波羅夷。為攝
律儀戒。善戒三聚。以声聞五十具戒。

問經中言。未來世諸衆生。故迂回菩薩亦
應受此戒。諸言當通被。回直。故矧習小

答云。此章略弁。善戒占察三聚差別。以明
占察符。瓔珞。然無名子不能。占

為ニ律儀戒。地持瑜伽。亦同ニ此説。義推此經三聚。全同ニ善戒。所說一。……為ニ瓔珞。三聚ニ者。有ニ何意乎。答善戒三聚。迂回菩薩所被。是故不受。五十具戒ニ者。不レ能直受。菩薩戒也。此經三聚。直往菩薩所被。……應知。此經三聚。正當ニ瓔珞三聚也。又如ニ此經説。即應推求聲聞律藏等ニ者。只是為ニ習小助大也耳。

助大之先陣既被三破碎。三聚殘黨不レ勞壞耳。

察ニ三聚ニ同上。善戒三聚ニ只言下。迂回菩薩亦應レ受ニ此戒ニ等ニ者。惡是何言也。可レ謂三種戒聚先驅断ニ其奔路。習小助大殿騎取ニ其首虜。請有識人對ニ照戒義。決ニ斷是非焉。

◎では、『善戒經』の三聚とは迂回菩薩の受けるものと
いう。したがつて、五戒、十戒、具足戒を受けない者は菩
薩戒を受けることができない。『占察經』の三聚は直往菩
薩の受けるところで、二十歳になつて剃髪し初めて法衣を
着る。未だ沙弥戒を受けずとも、直に菩薩の十善戒及び三
聚戒を受けて比丘、比丘尼となる。この説は『瓔珞經』と
符合する。『占察經』では、初め発心出家して菩薩位を繼
ぐ者が最初に正法戒を受ける。正法戒とは攝律儀戒、攝善
法戒、攝衆生戒である。『占察經』の三聚戒は『瓔珞經』
の三聚戒と同じである。また、『占察經』に即應推求聲聞
律藏などと説くのは、習小助大のためのみであるという。

それに対し諦忍は、經中に未來世の諸衆生という故に、迂
回菩薩もこの戒を受くべきで、俊鳳のいうことは回直にあ
たる。そのため、習小助大を主張した先陣は破碎され、三
聚の残党は労せずして壊するのみであるという。俊鳳は、
本章が三聚淨戒について『占察經』と『瓔珞經』の符合す
ることをいう。諦忍は、『占察經』の三聚戒と『善戒經』
の三聚とが同じでないといふ。また、迂回菩薩も此の戒を
受くべしといふことは何といふことか。有識者は略に対照
して是非を決断せよと答えている。

『略述大乘戒義』

『円戒琢磨決』

『大戒増暉篇』

又梵網經說。若仏子。見下一切衆生。犯二八戒五戒十戒。毀禁。七逆八難一切犯戒罪。応教懺悔。而菩薩不教懺悔。同住。同僧利養。而共布薩。一衆說戒。而不舉其罪。不教悔過者。犯輕垢罪。此中言二八戒五戒十戒毀禁者。即是菩薩七衆。五八十具戒也。若不然。則不可下次約二大乘。舉中七逆。亦不可說。同住。同僧利養。而共布薩。一衆說戒矣。応知。此中八戒者。菩薩八齋戒。五戒者。菩薩優婆塞。優婆夷戒。十戒者。菩薩沙弥沙弥尼戒。

問吾子以梵網所說。雖欲為二獨菩薩。五八十具律儀。奈違戾。經文祖釈及以自義。何初違經者。謂經中分明云。一切衆生。一切之言。豈不攝取。聲聞等乎。況於下菩薩。若見小乘人有犯。五八十等戒。而不舉其罪。不教悔過者。不可為菩薩。乎明知戾。經意也。次背祖師及余師。釈義。者謂天台疏。云犯事者。謂犯五戒八戒十戒。大小乘皆有。乃至応教悔。凡大小乘人犯上諸罪。必有三根。應須舉。凡大小乘人賢首疏云。一犯八戒。有二。小乘八戒。如成實論。二菩薩八戒。如文殊問經。二犯五戒。亦二。小乘五戒。如小論。二菩薩五戒。如善生經。三犯十戒。亦二。沙弥十戒。如律。二菩薩十戒。復二。如此經。十無盡戒。二文殊問經。亦以沙弥十戒。為菩薩戒。四毀禁。亦二。大比丘戒。二菩薩戒。太賢釈云。此八戒等。通三声聞。菩薩戒。又云。言毀

答云。依天台賢首等。許三大小乘各有五八具戒。然小乘七衆人皆知之。大乘七衆古來未辨。雖下約三具分。有上立。七衆而其義未詳。學者難信。是故今依梵網。瓔珞占察。推求其所持戒。以驗有能持人。然如梵網說。犯八戒五戒十戒毀禁。雖通三菩薩。弁明。大乘七衆耳。然無名子妄難。聲聞菩薩。聲聞七衆。非今所論。是故唯約菩薩。弁明。大乘七衆耳。然無名子妄難。如之云。經中分明云。一切衆生。一切之言。豈不攝取。聲聞等乎。此由不鮮戒義。也。此章唯明。菩薩七衆。而非下委注。梵網文句。之書。豈釈三声聞。攝与不攝。耶。況於不言。菩薩役。見三声聞。犯戒。不教悔。過乎哉。如何言。戾。經意耶。又難云。背祖師及余師。釈義者。此非道理。戒義既明。菩薩七衆。畢。又就天台疏。問答。乃明。梵網犯八戒五戒等文。有三大小五八十具戒。一次引。賢首疏。亦明。三大小各有三五八十具戒。一

禁者比丘戒及以菩薩攝律儀成準如經文及此等積五八十等廣通大小両乘理者次下引天台疏及賢首疏明大小各有五八十具戒然今唯約三大乘豈非違自義乎且如三經中言七逆者五逆在其中故此難非難又於同住同僧利養等文頗設二會釈就文為一初通制下見一切衆生有犯挙処教悔上次而菩薩下別明下見二出家菩薩有犯不令挙処教悔共住共利養共說成結上罪慮知經文不局是菩薩七衆也若強言下不レ然与小乘人無同住等理故上則設反詰菩薩七衆道俗竝同僧利養否顧此言總意別平心商量

言レ違三背祖師及余師釈義耶復難云自語相反者此亦不可戒義之中若言下梵網禁者比丘戒及以菩薩攝律儀成準如經文及此等積五八十等廣通大小両乘理者次下引天台疏及賢首疏明大小各有五八十具戒然今唯約三大乘豈非違自義乎且如三經中言七逆者五逆在其中故此難非難又於同住同僧利養等文頗設二會釈就文為一初通制下見一切衆生有犯挙処教悔上次而菩薩下別明下見二出家菩薩有犯不令挙処教悔共住共利養共說成結上罪慮知經文不局是菩薩七衆也若強言下不レ然与小乘人無同住等理故上則設反詰菩薩七衆道俗竝同僧利養否顧此言總意別平心商量

言レ違三背祖師及余師釈義耶復難云自語相反者此亦不可戒義之中若言下梵網

說犯八戒等不レ通ニ小乗者應レ受ニ此難犯八戒等文雖則知ニ通ニ大小乗人一小乘七衆非今所論是故唯約三大乘弁明菩薩七衆而已豈言レ違ニ反自義耶又無名子頗設二會釈中云慮知經文不局菩薩七衆者其意未明此許菩薩声聞共住共供養共說戒否若約習小助大之人言レ之慮有同住等義若約一向大乘之人菩薩七衆道俗并同僧利養否者此由下無名云之豈有同住等義耶又設反詰云菩薩七衆道俗并同僧利養否者此由下無名子以五戒八戒局為中在家戒上所以有此迷謬也若約下形同沙弥持五戒墮僧數二者則有五八戒人亦同僧利養焉

須平心商量

略において、『梵網經』の輕戒で、八戒、五戒、十戒毀禁とは、菩薩の七衆の五、八、十、具足戒のことという。もし、そうでないならば大乗として七逆をあげるべきだ

い。また、「同住同僧利養而共布薩一衆說戒」と説くべきではない。なお、八戒とは菩薩の八戒で、五戒とは菩薩の優婆塞、優婆夷戒である。十戒は菩薩の沙弥沙弥尼戒で

あるという。それに対し諦忍は、『梵網經』の所説を獨菩薩の五八十具の律儀となすといえども、経文祖釈と違う。第一は経中に一切衆生というが、一切はどうして声聞等を入れないのか。菩薩は、もし小乗の人が五八十等の戒を犯すことを見てもその罪をあげず、教えて悔過せしめなかつたならば菩薩といえない。明らかに経意に戻るべきである。第二に祖師及び余師の釈義に背くとは、天台戒疏、賢首疏、太賢の釈と違うことになる。第三に毀禁とは、比丘戒及び菩薩の攝律儀戒で、経文及び注釈書に準じて五八十等が広く大小乗に通ずることをいう。次に天台戒疏、賢首疏を引用して、大小乗に五八十具の戒があることを明らかにする。そのため、今は大乗のみに限つていう。俊鳳の解釈と違うのではないか。経中に七逆というが、その中に五逆がある。経文は菩薩の七衆に限らないことをいう。もし、あえてそうではなく、小乗の人と同住することがないというならば反対である。菩薩の七衆は、道俗及び僧の利養と同じか否か。この言葉の総意は別にして、商量せよといつてはいる。次に俊鳳は、天台、賢首などによれば、大小乗に各々五八十具の戒があることをいう。小乗の七衆はこれを知つており、

諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争（中）（川口）

大乗の七衆は、古来より未だ論じておらず詳らかでない。そのため『梵網經』『瓔珞經』『占察經』によって、その所持の戒を求め、能持の人のあることを明らかにする。『梵網經』にいうことは声聞菩薩に通するが、声聞の七衆ではない。ただ、菩薩にして大乗の七衆を明らかにするのみである。しかし、諦忍は妄に批難して、一切衆生の一切は、どうして声聞等をも入れないのかという。これは略の意を理解していらない。菩薩の七衆のみを明らかにして、詳しく『梵網經』の文句に注しているのではない。どうして声聞を含んでいるか否かを解釈するのか。また、どうして経意に戻るというのか。そして祖師及び余師の釈義に背くというが、道理に合わない。自語に相反するというのは不可である。諦忍は会釈を設ける中に「経文不_レ局_ニ菩薩七衆」ということの意を理解していない。これは菩薩と声聞との共住共供養共説戒を許すや否である。もし、習小助大の人には限つていえば、同住等の意味がある。もし、一向大乗の人には限つていえば、どうして同住等の意味があるか。また、菩薩の七衆が道俗及び僧利養と同じか否かは、諦忍が五戒八戒をもつて在家に限つてのみの戒とすることであり、迷

諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争（中）（川口）

謬である。もし、形同沙弥が五八戒を持して僧になるならば、五八戒を持する人は僧と同じである。応に平心商量すべきであると反論している。

順序の	『略述大乘戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒増暉篇』
19	云、三十戒毀禁者。此指三十重四十八輕八万、威儀戒。即是菩薩比丘比尼戒也。	問明曠云毀禁者犯一百五十等。然今唯為菩薩比丘比尼戒者深違菩薩大悲。一大背三經文旨趣。畧辨如上吾子未達此意。悲夫。	答云上章既弁恐繁不復論之。

略に、十戒毀禁とは十重四十八輕八萬威儀戒を指すといい、菩薩の比丘比尼戒という。諦忍は明曠の注釈に、毀禁とは二百五十戒等を犯すことをいう。今、ただ菩薩の比丘比尼戒のみというのは、深く菩薩の大悲と違い、経文

順序	『略述大乘戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒増暉篇』
20	言、大乘八戒。謂地持八重者。決是後人之語。非天台之語也。地持八重。以聲聞戒。○為前四重。天台何為三梵網八戒耶。也例如賢首。釋二十戒。言下十戒亦二沙。	問設以三經八戒。為三八齋戒。豈得下指三天台疏言。謂三地持八重。而言中後人加語。決非中。天台語。耶。今解八戒。有二。一小乘八齋戒。二菩薩八戒。復二。一八齋戒。一地持八重。天台語。耶。今解八戒。復二。一八齋戒。一地持八重。天台只是顯示天台無三疎鹵之謬耳。又言今解菩薩八戒。復二。一八齋戒。一地持八重。天台只是顯示天台無三疎鹵之謬耳。又言今者是子鑿說誰可依準。	

弥十戒一菩薩十戒復二一如此經十無

盡戒二文殊問經亦以沙彌十戒為菩

薩戒上又吾子言四十戒菩薩沙彌尼戒又

解十戒之言總攝二十善十重甲也經意多含何

為局釈又言下天台何為梵網八戒耶者

妄解準知

略では、大乗の八戒が、『地持經』の八重ということは後人の語で、天台の語ではない。『地持經』の八重は声聞戒をもつて前の四重とする。天台が、どうして『梵網經』の八戒とするかという。諦忍は、たとえ經の八戒を八斎戒としても、どうして天台疏に『地持經』の八重ということを指し、後人の加語で天台の語ではないというか。八戒には小乗の八斎戒、菩薩の八戒、八斎戒、『地持經』の八重ともいう。例えば、賢首が十戒を釈していくのに、沙弥の十戒、菩薩の十戒、『地持經』の十無尽戒、『文殊問經』の沙弥十戒を菩薩戒となす。諦忍は、十戒とは菩薩の沙弥沙

弥尼戒といい、十善、十重をまとめている。經による解釈は多く、どうして限つた解釈をするのか。また、天台が『梵網經』の八戒とするのは妄解であるという。それに対し俊鳳は、『地持經』の八重は声聞戒をもつて前の四重となす。天台はどうして大乗の八戒とするか。この解釈は天台を軽慢するものでない。ただ、天台に謬がないことを願わすのみである。また、菩薩の八戒に八斎戒、『地持經』の八重というは、諦忍の新説であり、依準するものでないと答えている。

順序の

『略述大乘戒義』

『円戒琢磨決』

『大戒增暉篇』

小乘法中。則受三百五千戒。名為比丘一

問比丘者若與稱レ之則通邪正及未具乞

答云今論比丘之称以出家菩薩受三十重

諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争（中）（川口）

諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争（中）（川口）

○大乗法中則受三十重六八輕〇名為比丘ト。然執小者意謂。凡称比丘者。唯局下受三篇聚者上。設雖二剃髮染衣。単受三菩薩戒者。只是菩薩。而非比丘也。今謂未必然也。大威德陀羅尼經云。

求活命者故南山戒疏云言名字比丘者善見云此是總名通邪正及未具也有部律攝云言苾芻者是乞求義諸乞求活命者皆名苾芻此知不レ局下受三篇聚者上別於下諸律論中釈比丘名有中多種上乎準一分菩薩亦可レ称比丘何況受三十重六八

輕出家菩薩乎若奪論之則局下受三篇聚者上故大論云問曰何以故大乘經初菩薩聲聞衆列說聲聞經初獨說比丘衆不レ說菩薩衆答曰云云應知以聲聞衆稱言比丘於菩薩衆唯言菩薩矧又經前列衆於聲聞衆言比丘比丘尼準此等義則局下受三篇聚者上故釈梵網中毀禁文賢首言大比丘戒菩薩戒太賢言比丘大戒及以菩薩攝律儀戒自余証文非啻一二畏繁不煩引之請勿ニ以レ通會別

人為下受三篇聚者上之所地與天耶依靈芝尼者乃是三世諸佛大戒恒軌也豈得稱下出家受三十重六八輕人上為菩薩比丘局中受三篇聚一人上者不可也所以何者意於菩薩戒中摘取少分以為小乘篇聚若爾菩薩應下對小乘比丘而云上比丘之稱若與言之則通下邪正及未具又受三篇聚者上若奪言之則局下受三菩薩重輕者上雖然已得菩薩嘉名者何羨比丘称号汝等宜稱比丘耳

(略)には、小乗では二百五十戒を受けた人を比丘という。大乗では、十重四十八輕戒を受けて比丘と名づける。小乗

に執している人の意は、比丘とはただ篇聚を受けた人に限る。たとえ剃髮染衣しても、單に菩薩戒のみを受けた人は

菩薩であり、比丘でない。しかし、必らずしもそうでない
という。そこで諦忍は、比丘とは邪正及び未具乞求活命者
に通ずる。そのため、道宣の『四分律戒本疏』に、比丘と
は『善見律』に総名といい、『有部律摂』における苾芻と
は乞求の意味で、乞求活命する者すべて苾芻という。した
がって、篇聚を受ける者とは限らない。諸律論中において
比丘の名を解釈するのに多くある。一分の菩薩も比丘と称
する。いわんや十重四十八軽戒を受ける出家の菩薩もある
『大智度論』では声聞衆を比丘といい、菩薩衆は、ただ菩
薩といいうのみである。これらは篇聚を受ける者に限るとい
う。そのため『梵網經』の毀禁の文を解釈するのに、賢首
は大比丘戒、菩薩戒といい、太賢は比丘の大戒及び菩薩の
攝律儀戒という。これらを証する文は一、二でない。通を

以て別を会することはできないという。俊鳳は、比丘の称を論ずるに、出家の菩薩が十重四十八軽戒を受ける者を菩薩、比丘となすことは可である。そのため、菩薩の比丘が篇聚を受ける人に限るということは不可である。出家が十重四十八軽戒を受ける人を称して菩薩の比丘比丘尼となすは、三世諸仏大戒の恒軌である。元照の意によれば、菩薩戒中において少しでもとれば小乗の篇聚とする。菩薩、小乗の比丘に対してもうべきである。比丘の称は、邪正及び未具で篇聚を受ける者に通ずる。また、菩薩の重軽を受けれる者に限る。しかし、すでに菩薩の名を得たのに、どうして比丘の称号を羨むのか。汝等は、比丘と称すべきである。

順序の略述大乘戒義	円戒琢磨決	大戒増暉篇
<p>受沙弥戒者。名沙弥沙弥尼。</p>	<p>問準前後之文。則沙弥戒三字當改三十戒。二字何故殊異。前後二言受沙弥戒等耶。</p>	<p>答云古來以三十善戒為菩薩沙弥戒。今簡此濫故云受沙弥戒耳。占察經云受沙弥戒亦名沙弥尼。今言受沙弥戒。何失之有。</p>

諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争（中）（川口）

略に、沙弥戒を受ける者は沙弥沙弥尼と名づけるという。それに対し諦忍は、前後の文によれば、沙弥戒の三字を十戒の二字に改めるべきという。どうして前後と異なり受沙弥戒等といわないのかと問うてある。俊鳳は古来、十善戒

を菩薩の沙弥戒としている。今、この乱れから選んで受沙弥戒という。『占察經』には、沙弥沙弥尼戒を受けるとか沙弥沙弥尼というところから受沙弥戒というが、何の誤り

如_ハ声聞衆、縱在_ニ梵網_ノ会座_ニ未_レ受_ニ声聞_ノ具
戒_ヲ又未_タ受_ニ菩薩_ノ具戒_ヲ豈可_{シヤ}得_レ称_{イフ}比_丘
ニ_ニ尼_ト耶依_ニ四分律及_ヒ大論_ニ仏成道十二
年後漸_ク受_ニ五八十具戒_ヲ方得_レ名_ニ比_丘
ニ_ニ尼_ト応_ニ知梵網_ノ時座衆中_ニスル_ニ比_丘_ニ尼_ト者
決_ニ非_ニ声聞_ノ比_丘_ニ也

略に流通段にいう汝等一切大衆を、天台は第二の正流通といい、それには流通の人勧めるという。流通人とは時座の大衆である。比丘比丘尼とは『梵網經』に十重四十八輕戒を受ける人で、それは『四分律』及び『大智度論』によれば、仏成道十二年後、小乗の五八十具戒を制すという。そのため仏がこの經を説いた時は、未だ鹿野苑に赴かず、五比丘を度していない時であった。したがって、この比丘比丘尼は決して小乗の比丘比丘尼でない。十重四十八輕戒を受けたことが、比丘比丘尼と名づける証明になるといふ。それに對し諦忍は、『大戒綱要』にもこの説をいうが、必ずしも認められるものでない。それは『妙法蓮華經玄義』に華嚴の初分に永く声聞なく、後分にはある。今、天台大師が『梵網經』を批判して『華嚴經』を説いた時、大經の流通段に、比丘比丘尼と説くは菩薩戒を受持する人

諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争（中）（川口）

に勧めることである。諦忍は『梵網經要解』に『梵網經』の説時について、最初に梵網を説き、次に華嚴を説く。『瓔珞經』を『華嚴經』の結經としている。しかし、今は天台の解釈によつて『梵網經』を『華嚴經』の後説としている。もしそうであるならば、『梵網經』の説時が『華嚴經』と先後している。どうして、時座大衆に声聞衆のいることがいえるのか。また、声聞衆はたゞえ梵網の会座にあ

つても、未だ声聞の具戒を受けない。また、未だに菩薩の具戒を受けない。どうして比丘比丘尼と称するのか。『四分律』及び『大智度論』によると、仏成道十二年後、ようやく五八十具戒を受けて比丘比丘尼と名づく。梵網の時座衆中に比丘比丘尼と称するは、決して声聞の比丘比丘尼でないと答えている。

順序の	『略述大乘戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒增暉篇』
捨戒二縁	問此一章全依地持明之今案 于瑜伽善戒三乘共行豈不言乎別教菩薩 獨立一乘之表別有二仏性大戒實相威儀 而不復為自行用中方便威儀上初不下与 二乘一共同上何以故今以三偏教共乘之捨 緣為別圓頓乘之標準乎哉然天台依用 之數處解釈不異地持意二者所謂習小助 大之意而已因記一退菩薩心薩字當作 提也	答云地持論中所明是通教菩薩戒而論 其義一通別通圓是以天台數處解釈不 異地持云何不為別圓頓乘之標準乎 哉加之占察經既說推求菩薩所習摩得 勒加藏一是故別圓菩薩不レ可レ不レ推ニ求地 持等論也又子言下然天台依用之等上者 未審代レ余設ニ会釈否地持是大乘論豈言ニ 習小助大之意耶	略

◎の捨戒二縁の章について、諦忍は『地持經』によつて

明らかにしている。『地持經』は『瑜伽論』、『善戒經』と

同じく三乗共に行ずるものである。どうしてそれをいわな
いのか。別教の菩薩は二乗の表に独立し、別に仏性大戒実
相威儀があつて、自行のために方便の威儀を用いない。初
めより三乗と共に学しない。どのような理由で、今偏教
共乗の捨縁を別円頓乗の標準とするのか。そのため天台は
これを依用し、数ヶ所の解釈が『地持經』の意と異ならな
いことは、習小助大の意のみである。なお、一退菩薩心の
菩薩は、提にあたるものであるという。俊鳳は、『地持經』
に明らかにしているところは通教の菩薩戒で、その意味は

別円に通じている。そのため天台による数ヶ所の解釈は、
『地持經』と異なっていない。どうして別円頓乗の標準と
しないのか。それのみならず、『占察經』に菩薩所習の摩
得勒加藏を推求せよと説く。そのため別円の菩薩は、『地
持經』などの論を推求しない。諦忍は、天台がこれを依用
するなどというならば、俊鳳に代って会釈を設けるか。
『地持經』は大乗の論で、どうして習小助大の意というか
と答えているのである。

順序の	『略述大乘戒義』	『円戒琢磨決』	『大戒增暉篇』
25	一得不失	問此一章且依瓔珞辨菩薩戒不失者 欵若細辨之則小乘中尚談不失如經 部等矧於終南大師七毒之說乎哉況於 菩薩淨戒律儀金剛寶戒乎哉況於六大法 界阿字第一命戒体乎哉具辨如別請幸 勿偏執焉	答云此章唯明三事戒有レ持有犯理戒有レ 持無犯意在匡下投古來以理無作混事無作者上耳毫無偏執之失也

◎の一得不失の章について諦忍は、本章は『瓔珞經』に
よつて菩薩の不失を説くのであるか。もし、細かく説くな
らば、小乗にも不失を説いている。終南大師七毒の説、菩

諦忍律師と俊鳳妙瑞との論争（中）（川口）

詳しくは別に述べるが、一説に執著して説いてはならない
といふ。それに対して俊鳳は、本章はただ、事戒に有持犯
犯、理戒に有持持犯の意を明らかにしたもので、古来より

の理の無作をもつて事の無作と混じっていることを匡すの
みである。少しも偏執の誤りはないと答えてゐる。

（つづく）